南部町・南部川村合併協議会規約に関する協議書

南部町長と南部川村長は、南部町・南部川村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する南部町と南部川村の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

１．規約第６条第１項に規定する会長及び副会長の選任について
２．規約第７条第２項に規定する委員の選任について
３．規約第７条第３項に規定する委員を定めることについて
４．規約第１２条第２項に規定する事務局職員について

協議して定めた事項

１．規約第６条第１項に規定する会長及び副会長の選任について
会長には、南部川村の山田五良氏を選任する。
副会長には、南部町の山崎繁雄氏を選任する。

２．規約第７条第２項に規定する委員の選任について
第２号に規定する議会の議員、第３号に規定する職員、第４号に規定する学識経験者を次のとおり選任する。

	2号委員	3号委員	4号委員	
南部町	玉井　尚	杉本正博	三前 雅信	立田 圭一郎
	平松泰一		西野 正和	永井 恵子
	宮崎常二		尾崎 剛通	
南部川村	小山　博	今木 國隆	井口 黎明	坂本 さわゑ
	西玉集一		前田 操	永井 俊子
	中家克己		西 定吉	
日高振興局			小住博章	

３．規約第７条第３項に規定する委員を定めることについて
前事項で選任した４号委員のうち日高振興局から選任した委員とする。

４．規約第１２条第２項に規定する事務局職員について
次の事務局職員名簿のとおりとする。

南部町	大江弘一	谷本忠広	柴田一人	
南部川村	小谷芳正	寺谷　敦	前田有理子	

この協議の成立を証するため、本書２通を作成し、南部町と南部川村の長が署名のうえ、それぞれ、その１通を保有する。

平成１４年１１月１２日

南 部 町 長

南部川村長